

上砂川町の財政健全化判断比率及び資金不足比率

財政健全化法では、毎年度、決算に基づいて「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会へ報告を行い、町民の皆さんへ公表することとなっています。

上砂川町の令和5年度決算に基づく比率は、いずれも基準を下回り、健全な財政状況であることを示しています。

■上砂川町の健全化判断比率

区 分	上 砂 川 町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	5.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	22.90%	350.0%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示されています。

■上砂川町の資金不足比率

区 分	上 砂 川 町	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示されています。

用 語 解 説

実質赤字比率	➡	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定する標準的な年間収入)に対する比率で、収入に対する赤字の割合を示しています。
連結実質赤字比率	➡	全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、収入に対する地方公共団体全体の赤字の割合を示しています。
実質公債費比率	➡	一般会計等が負担する借入金の返済額(公営企業会計や加入する団体の返済額も含みます)の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものであり、資金繰りの危険度を示しています。
将来負担比率	➡	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債等の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもので、それらが将来の財政を圧迫する可能性を示しています。
資金不足比率	➡	公営企業ごとの事業資金の不足額が、事業の規模(料金収入)に対してどの程度あるかを示しています。